

令和 4 年 1 月 13 日

都道府県医師会

担当理事殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 松本 吉郎

(公印省略)

医療法人の事業報告書等の届出事務の電子化にかかる調査に伴う  
周知依頼について

今般、厚生労働省医政局医療経営支援課より各都道府県衛生主管部（局）宛に、「医療法人の事業報告書等の届出事務の電子化にかかる調査（依頼）について」が発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がありました。

医療法人の事業報告書等につきましては、医療法第 52 条第 1 項の規定により毎会計年度終了後 3 月以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされています。

この事業報告書等について、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定)の方針を踏まえ、令和 4 年度から「医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）」を利用した電子媒体での届出が可能となる予定です。(令和 4 年度以降もこれまでの紙媒体での届出は可能です。)

今般の事務連絡は、医療法人において G-MIS の利用を可能とするために必要な情報を厚生労働省が把握するためのものであり、行政から各医療法人に別紙（医療法人リスト（調査票））の内容について照会が入ることが想定されます。

つきましては貴会におかれましても、本件をご了知いただきますようお願い申し上げます。

(別添資料)

- 「医療法人の事業報告書等の届出事務の電子化にかかる調査に伴う周知依頼について」(日本医師会宛事務連絡、厚生労働省医政局医療経営支援課)
- 「医療法人の事業報告書等の届出事務の電子化にかかる調査（依頼）について」(各都道府県衛生主管部（局）宛事務連絡、厚生労働省医政局医療経営支援課)
- 別紙（医療法人リスト（調査票））

事 務 連 絡  
令和 4 年 1 月 13 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の事業報告書等の届出事務の電子化にかかる調査に伴う  
周知依頼について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして、別紙のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに連絡しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

事務連絡  
令和4年1月13日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の事業報告書等の届出事務の電子化にかかる調査（依頼）について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療法人の事業報告書等（※）につきましては、医療法（昭和23年法律第205号）第52条第1項の規定により毎会計年度終了後3月以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされています。

この事業報告書等について、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）の方針を踏まえ、電子化を進めることとしています。その一環として令和4年度から「医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）」を利用した電子媒体での届出を可能とする予定です。（令和4年度以降もこれまでの紙媒体での届出は可能です。）

現在、G-MISのシステム改修等を進めているため、手続きの詳細は追ってご連絡いたしますが、まずは医療法人においてG-MISの利用を可能とするために必要な情報を把握させていただきます。（本調査は、引き続き紙媒体での届出を希望する医療法人を含め、全ての医療法人が対象となります。）

つきましては、貴管下医療法人（全ての医療法人）の情報について、別紙（医療法人リスト（調査票））に記載の上、令和4年2月4日までに下記提出先のメールアドレスあてに送付いただきますようお願い致します。

（※）医療法第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類、同項第2号に掲げる監事の監査報告書及び同項第3号の公認会計士等の監査報告書

（問い合わせ先）※極力、メール（別紙の提出先のアドレス）でお寄せください。  
厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室 下田、景山  
電話番号：03-5253-1111（内線2672）  
（別紙の提出先）Mail：[iryouthoujin@mhlw.go.jp](mailto:iryouthoujin@mhlw.go.jp)

